千葉県海匝健康福祉センター運営協議会傍聴要領

第１条　会議の傍聴を希望する者は、事務局が定めた時間内に、会場受付にて氏名・住所その他の事務局が定める事項を記入し、事務局の指示に従って会場に入らなければならない。

２　前項による傍聴の受付は、事務局に事前に連絡した者を優先し、先着順に受付け、定員になり次第、締切る。

３　傍聴を希望する者で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な者は、原則として会議開催の１０日前（土・日・祝日を除く）までに事務局まで申出ること。

※電話、メール、ＦＡＸ等により申出を受け付ける。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途相談すること。

第２条　会議を傍聴する際には、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

二　騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

三　文書又は図画の掲示、はち巻、腕章の類をする等により示威的行為をしないこと。

四　会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

五　会場において、自筆によるメモ以外の写真撮影・録画・録音等による記録を行わないこと。ただし、報道機関に所属する者が協議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

六　その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

第３条　協議会の会長は、傍聴者が前条の各号のいずれかに違反したときは、警告し、なおこれに従わないときは、退場を求めることができる。

２　協議会の会長は、傍聴者が、前条第五号で禁止する行為を行った場合は、当該文書、図画その他の記録を確認し、かつその削除を求めることができる。

３　協議会の会長は、傍聴しようとするものが明らかに前条の各号に定める事

項を遵守する意思を欠くものと認められる場合には、傍聴を許可しないことができる。

附　則　　この要領は、令和４年１０月１２日に施行する。

附　則　　この要領は、令和６年３月１３日に施行する。

附　則　　この要領は、令和６年１２月２７日に施行する。